破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４８号
佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙2838番地１
破産者　松本　正人
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０６号
佐賀県伊万里市二里町大里乙870番地１
破産者　金子　信浩
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３７５号
札幌市中央区北21条西15丁目１番20―105号、開始決定時の住所札幌市中央区南20条西14丁目２番１号　メゾンＨＳＫ401号
破産者　佐藤　達也
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１２号
北海道石狩市花川南４条２丁目138番地２階右、住民票上の住所札幌市北区北９条西４丁目19番地１　カルム札幌駅前1104号
破産者　榎本　伸一（旧姓渡邊）
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４０号
北海道千歳市清流４丁目４番５号
破産者　尾形　千秋
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
釧路市住吉１丁目９番22号　太田マンション１階106号
破産者　安藤　成章
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６７９号
川崎市幸区塚越３丁目375番地　レオパレス塚越第１―105
破産者　大坂　芳浩
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
川崎市麻生区高石２―24―３、開始決定時の住所川崎市麻生区千代ケ丘２丁目３番地15
破産者　加藤　誠之
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
川崎市中原区宮内４丁目５番17号201
破産者　仁藤　健司
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０４０号
岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田1412―３、住民票上の住所名古屋市港区正徳町１丁目56番地、開始決定時の住所名古屋市南区上浜町292番地　上浜コンテナ10―Ｅ号
破産者　神田　勝義
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘10棟405号、開始決定時の住所名古屋市天白区平針３丁目707番地　シティハウス平針ステーションコート1301号
破産者　池下　兼明
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘10棟405号、開始決定時の住所名古屋市天白区平針３丁目707番地　シティハウス平針ステーションコート1301号
破産者　池下　勝子
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８１号
愛知県津島市松ケ下町178番地　シグマ178―302号
破産者　本吉興業こと　本吉　　亮
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９９号
愛知県あま市甚目寺飛殿88番地４
破産者　鈴木　昭広
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８９号
愛知県清須市春日川中76番地、住民票上の住所名古屋市中村区井深町５番20号　宝マンション亀島203号
破産者　平岩　浩貴
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９４号
名古屋市北区名城２丁目３番20―711号　市営城北荘
破産者　岩間　　一
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９２号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目82番地の１　オーキッドマンション笠寺801号
破産者　竹下　富夫
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２１号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番１号　第二ニッケン210号、開始決定時の住所広島県東広島市八本松東２丁目11番10号　サンライフＡ土肥203号
破産者　村井　良一
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部